

障害児教育の充実を求める要望書

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

会長 小林 良廣

日頃よりご協力、ご援助に感謝申し上げます。

さて全国に先駆けて障害児の全員就学が実現してから40年が経過します。都の先駆的な施策によって5年後の国の義務制実施につながるという画期的な出来事でした。その後学校建設や施設設備の整備が大きく進んだことは記憶に残るところです。21世紀になって特別支援教育への転換とそれに伴う「東京都特別支援教育推進計画」（以下「推進計画」）がつくられ、今日に至っています。しかし「推進計画」は、お金かけない、人を増やさないとする都政の基本的な方向に縛られたものであるために、子どもたちを取り巻く教育諸条件は、劣悪化の一途をたどっているもかかわらず、教室不足の解消も遅々として進んでいないなど、問題が山積しています。都教委が「コスト」「効率」優先を止め、子どもの人権尊重、教育権保障に則り施策をすすめていくことを願い、以下の要望の一刻も早い実現を求めるものです。

I 国や東京都全体の施策に関する要望

1. 想定を越える児童生徒の増加を考えれば、計画そのものの根底が崩れています。例えば都議会での教育庁の答弁でも、教室不足の解消の必要性は述べていますが、現在の計画で解消できるのか明らかにしていません。障害のある子どもの教育諸条件が人権保障、教育権保障となるよう、学校建設、教職員の増員など、抜本的な改善に向けて「東京都特別支援教育推進計画」の見直しを行ってください。
2. 現在の過密・過大化が許されているのは、国に特別支援学校の設置基準がないことが大きく影響しています。都としても国に策定をはかることを強く働きかけてください。あわせて国を動かす先駆けとなるように独自の設置基準をつくってください。

II 東京都に対する具体的な改善の要望

1. 教室不足の解消について

- (1) カーテン間仕切り教室を早急に解消してください。解消計画について数値目標を示し明らかにしてください。
- (2) 都教委は、教室不足の解消を求める「施設整備を進めつつ、毎年度の児童・生徒数の動向を勘案し、通学区の見直し等を検討している」とありますが、これで解消できるのかどうか計画で教室増加数と学級に見合ったものになる年度はいつになるのか明らかにしてください。
- (3) 昨年の都教委の回答では「障害部門、設置学部、地域バランス等を総合的に配慮し、適正な学校規模を算定し、配置している」としているが、適正な学校規模として400人を越える学校の適正な学校規模の算定といえる根拠や知的障害校における教室不足の深刻な実態も適正なものと考えているのかを明らかにしてください。

2. 重度・重複学級の設置について

- (1) 昨年の回答で都教委は、「障害の程度・状況・状態等から総合的に判断して、重度重複学級の教育課程による指導を中心とし、かつ3人による学級での教育が必要な児童・生徒の中から、学校長の申請に基づいて、その児童・生徒の数によって、適正に学級の編制を行っている。」としているが、この10年来

児童・生徒が急増しているにもかかわらず重度・重複学級が増えていない、増加している児童・生徒はすべて普通学級に在籍する方が適切な指導を受けられると判断しているのか見解を明らかにしてください。

- (2) 重度・重複学級について、つまみ学級をなくし義務標準法に基づき設置してください。
- (3) 個々に応じた教育が必要とされるなか、本来は重度・重複学級が望ましい児童・生徒が、固定数の制限により普通学級に在籍しているという現状があります。特性に合わせた教育が出来るよう、児童・生徒の実態に合った学級編成が出来るようにしてください。

3. 寄宿舎の充実について

- (1) 特別支援教育推進計画を見直し、これ以上の寄宿舎の統廃合はしないでください。
- (2) 複数の障害種を受け入れるにあたり、すでに統廃合された寄宿舎、並びに今後統廃合される予定の寄宿舎の舎生が安心して生活できるよう条件整備をしてください。
- (3) 都が推進している「適正規模と配置」の考えを改め、障害種別に寄宿舎を存続させてください。また、東京都の各エリア（東部、中部、西部）全てに寄宿舎が配置されるようにしてください。
- (4) 入舎基準を「通学困難」に限定せず、「家庭事情」「教育的理由」など様々なニーズに応えるように活用してください。また、通学困難の解釈を拡大し、様々なケースの場合も認めてください。

4. 教職員の増員について

- (1) 盲・ろう・特別支援学校のセンター機能を果たすために、特別支援教育コーディネーターの別枠配置を早期に完了するようにしてください。計画としていつまでに完了するのか明らかにしてください。
- (2) 障害の重度・重複化の実態に見合うよう、常勤看護師の定数を学級数に比例するように増やしてください。
- (3) 知的特別支援学校における医療的ケアの必要な児童・生徒の増加に伴い、正規の学校看護師の配置を行ってください。
- (4) 障害の多様化・重度化に伴い、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士などの専門家を専門教諭枠外で正規に配置をしてください。あわせて機能訓練師定数の削減数を明らかにしてください。

6. 学校の過密・過大化について

- (1) 大規模化は、宿泊訓練の過密化、特別教室使用の制限など、子どもたちの日常の教育にゆがみをもたらしています。学校統合をやめ、ゆとりのある教育環境の学校づくりをすすめてください。
- (2) 統合校の子どもたちが安全で安心して学校生活が送れるように教職員や学校予算を2校分の上に大規模校補正を行うなど、特別の配慮をしてください。
- (3) 教育部門の複数化校に対して、教育水準を低下させず、安心して学校に通わせられるように、養護教諭、進路専任教諭、栄養士、事務職員、技能職員については、正規教職員で2校分相当の配置をしてください。
- (4) 養護教諭は子ども達を安心して学校に通わせられるように、早急に養護教諭の配置増（4名配置）をしてください。

7. 学校給食について

- (1) 学校統合校は、児童・生徒数、教職員数あわせると500から600食にものぼります。4種の食形態、摂食指導への対応など、ひとりの栄養士では対応が困難です。児童・生徒が安心して安全に給食の提供が受けられるよう、専門性が必要とされる栄養士の過重労働条件を緩和するために、早急に複数の栄養士を配置してください。
- (2) 形態食への対応など、栄養士の加重負担が多い肢体不自由特別支援学校に栄養士の複数配置を行ってください。
- (3) 寄宿舎設置校に専任の正規の栄養士の配置を行ってください。
- (4) 給食の民間委託によって栄養士の役割が大きくなっています。特に肢体不自由校や部門を抱える学校については、異動の際は、引継ぎの徹底を図ってください。

8. 施設設備の改善について

- (1) 校舎（寄宿舎を含む）の冷暖房設備の整備、給湯設備の設置や特別教室や体育館の冷房化をはかってください。
- (2) プール指導の充実のために、すべての盲・ろう・特別支援学校のプールを「全天候型」としてごさい。また、給湯設備を改修し、機能を強化してください。
- (3) 障害がある故に体温調節が難しい知的校の児童・生徒のために体育館など必要な場所の冷房化をはかってください。
- (4) 江東特別支援学校は、オリンピック教育推進校・コーディネーショントレーニング実践研究校に指定されています。活動を充実させるためにも体育館の冷房化をはかってください。
- (5) 江東地区第二養護学校（仮称）の開校に伴い高等部単独校になるため、生徒の実情に合わせ、プール、トイレなど校舎の改修を計画的に進めてください。

9. スクールバスについて

- (1) スクールバスの増車を行い、通学時間を60分以内に短縮してください。あわせて60分となるのはいつになるのか計画を明らかにしてください。
- (2) バス会社への入札制度の改善や人権と安全に配慮できる乗務員の育成のため、障害児・者の理解推進の研修や講習会など今年度の計画についてお聞かせください。
- (3) 江東特別支援学校では、近くの交差点は交通量も多く死亡事故が起きています。江東地区第二養護学校（仮称）の開校に伴い高等部単独校になっても障害の重い生徒が安全に通学できるよう、スクールバスを運行継続してください。
- (4) 高等部であっても、登下校時の安全確保のために、障害や生徒の状況に応じてスクールバスを利用できるようにして下さい。
- (5) スクールバスのバス停の設置場所、および生徒の乗車・降車の方法については、地域の学齢児施設との連携を強めるために各学校における対応の改善点についてお聞かせください。

10. 「外部人材＝学校介護職員」導入について

- (1) 教員の削減は教育内容の改変や教員の仕事の多忙化など、さまざまな困難をもたらしています。また勤務日数と授業日数の違いによる空白が生じ、教育の継続性をも弱めています。教職員の削減をやめてください。

- (2) 授業日より年間勤務日数が少ないために、「指導」に支障をきたすだけでなく、定着についても非常勤職員である限り限界があります。学校介護職員を非正規でなく正規職員としてください。
- (3) 学校介護職員の導入校における「たんの吸引の実施」の研修や試行がすすめられていますが、責任や継続性に問題をもつ学校介護職員への実施は、体制作り等を含めて慎重に検討を重ねてください。
- (4) 学校介護職員の職員室を確保するために、教室や特別教室、会議室など学校運営に必要な部屋を転用しないでください。学校任せにせず、都として必要な予算をつけて、導入に間に合うように整備してください。

1 1. 「外部専門家」導入について

- (1) 外部専門家の専門別人数を学校別に明らかにしてください。
- (2) 肢体不自由特別支援学校にとって自立活動は欠かせない、たいへん重要な専門分野です。PT・OT・ST等の有資格者について、非常勤では子どもへの直接の指導ができません。また教員と連携するには勤務時間も足りません。非常勤で配置するだけでなく、正規職員として採用してください。
- (3) 知的特別支援学校への外部専門家導入にあたって、教員定数を削減しないでください。

1 2. 医療的ケアについて

- (1) 医療的ケアの充実をはかるために、正規の学校看護師を増員してください。
- (2) 「付き添い医師」が不足して、校外学習、移動教室、修学旅行等への「付き添い医師」が確保出来ない理由により、学校行事が縮小されることのないように、東京都として「付き添い医師」の確保に取り組んでください。都立病院との進捗状況についてお聞かせください。
- (3) 校外学習、移動教室、修学旅行等に保護者が依頼した代理人の付き添いでも参加できるように制度を整えてください。
- (4) 宿泊行事の医療的ケア対応が整うまでの間、医療的ケアのために同行する保護者が移動や宿泊にかかる費用をⅢ段階の家庭でも自己負担しないですむようにしてください。
- (5) 教育保障のために、医療的ケアがあるためにスクールバス乗車が難しい児童・生徒に対して、介護タクシーの利用等も含めて検討し、医療的ケアの必要な児童・生徒の通学手段を確保してください。
- (6) 送迎を行わなくてはならない父母負担をどうなくしていくのか明らかにしてください。

1 3. 宿泊行事・校外学習のための条件を整備について

- (1) 重度の障害のある子どもが移動教室等で利用できる医療と連携した生活訓練施設を近郊に建設してください。

1 4. 学校の建設、開校にあたっては、開校等にもなう情報について

- (1) 江東地区第二養護学校（仮称）開校に伴う工事の進捗状況について、定期的に情報を提供してください。

1 5. 教育年限について

- (1) 知的、肢体不自由特別支援学校に専攻科設置を行い、高等部卒業後も必要な教育を受けることができるように進学機関を設置し、教育年限を伸ばしてください。

1 6. ろう学校教育条件について

(1) 地域の聴覚障害のある子どもたちの学習権を保障するとともに、聴覚障害教育のセンター的機能を充実させるためにも、大塚ろう学校の分教室が2年にわたって新入生が3名に満たない場合でも、廃止しないでください。

(2) ろう教育の専門性の維持や通学の不安の解消をはかるために、ろう学校分教室を本校化してください。

17. 病弱教育について

(1) 寄宿舍併設の病院のある病弱単独校を23区と多摩地域に設置し、病弱教育を充実させてください。

(2) 病院に入院するすべての子どもたちの教育保障をするために院内教育を推進してください。

(3) 病院内「分教室」の設置を含め、必要な施設設備の整備、十分な教職員配置を行ってください。

18. 副籍について

(1) 「副籍」の実施にあたっては、保護者の負担や学校教育の水準低下が起きないように必要な人的配置を行ってください。また、より「副籍」を充実するために、通常学校のバリアフリー化を都の財政支援を行い推進してください。

19. その他

(1) 障害児は障害種別によっても、また同じ種別でも一人ひとり大きな違いがあり、指導に習熟するには長い経験が必要です。短期間で他種別に異動するというやり方を改め、専門性及び継続性を深めていける異動の仕方に改めてください。

(2) 地域にある福祉事業所（主に放課後等デイサービス事業所）と、個別の生徒・児童に関する指導計画等の共有や個別支援会議等の機会を持つなど連携を深めるための仕組みについての現状について明らかにしてください。

(3) 都教委の回答に「都教育委員会の事業として、より多くの方に御参加いただけるよう、講座内容の充実に努めていく。」とあるようにより充実をめざし、東京都障害者福祉会館で行っている視覚障害者の教養講座の回数をもとの12回に戻してください。あわせて講師料の増額をはかってください。